

青森県報

号外第七十三号

平成二十一年
十月十九日
(月曜日)

目次

規則

- 青森県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則…………… (医療薬務課) ……
- 青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規
則…………… (港湾空港課) ……

規則

青森県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十六号

青森県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

青森県歯科技工士法施行細則(昭和三十一年一月青森県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「歯科技工士試験合格証書」を「歯科技工士国家試験合格証書」に改め、同条第五号中「歯科技工士試験合格証明書」を「歯科技工士国家試験合格証明書」に改め、同条第六号中「歯科技工士試験合格証明書交付申請書」を「歯科技工士国家試験合格証明書交付申請書」に改める。

第四号様式中「歯科技工士試験合格証書」を「歯科技工士国家試験合格証書」に

「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。

第五号様式中「歯科技工士試験合格証明書」を「歯科技工士国家試験合格証明書」に、「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。

第六号様式中「歯科技工士試験合格証明書交付申請書」を「歯科技工士国家試験合格証明書交付申請書」に、「歯科技工士試験合格証明書」を「歯科技工士国家試験合格証明書」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十一年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十七号

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森空港条例の一部を改正する条例(平成二十一年十月青森県条例第八十二号)の施行期日は、平成二十一年十月十九日とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭